

Q 1 この補助金の目的は？

A 1 新型コロナウイルス感染症感染の防止の手段としては様々な方策が提案されておりますが、室内の内気と外気を交換する換気対策は有効と言われております。事業所等においてこの換気対策を整えていただき、感染症の影響下にて、安全に事業活動を継続していただきたいと考えております。

そのため、工事として、換気扇や窓そのものの整備を、備品購入として、それを補うため、換気の必要性を確認するための二酸化炭素濃度測定器や、室内のウイルス感染を最小限にとどめるよう発熱者を検知するためのサーマルカメラ、アルコール消毒器の購入等を支援します。

Q 2 補助の対象とする期間と申請受付期間は？

- A 2
- ・補助対象期間： 令和3年10月 1日～令和4年3月18日まで
 - ・申請受付期間： 令和3年10月15日～令和4年2月28日まで

Q 3 補助対象期間が3月18日までなのに、申請受付期間が2月28日までなのはなぜか？

A 3 工事を発注しても、資材の確保や業者の都合で工事日程がずれることも考えられます。申請期限の2月の末までに申請を提出し、決定を受け、工事が始まり、補助対象期間の末3月18日までに工事を完了できるものであれば対象となります。なお、期限に間に合わない場合、補助金をお支払いできません。

Q 4 補助対象者は？

A 4 次に掲げる1から6までの全ての要件を満たすもの。

- 1 事業を営んでいる法人又は個人事業主 で
- 2 市内に自己と自己の家族以外の者が、事業の関係で出入りする事業所、店舗、工場等を有しており、

※家族とは「同じ家に住み、日常生活を共同に営んでいる集団」と定義します。

- 3 その事業所等で事業活動を行っている事業者又は令和4年3月18日までに事業活動をする事業者であること。
- 4 市税等を滞納していない者であること。（地方税法第15条による徴収の猶予を受けている対象の税を除く。）
- 5 事業所等の現地確認に協力ができる者であること。

6 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 日本標準産業分類表大分類一サービス業（他に分類されないもの）のうち中分類94宗教又は中分類96外国公務を業種としている事業者

イ 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員又は同上第2号に規定する暴力団若しくは深谷市暴力団排除条例（平成24年深谷市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している事業者

また当然の前提ですが、申請者において工事が行える、物を設置できる等の権限があることは必要です。

Q 5 事業を営んでいることはどのように判断するのか？

A 5 基本的には提出書類に前年（法人の場合は直近）の確定申告書を提出いただきますので、その内容にて判断いたします。

個人事業主の場合ですと、所得の種類が「事業所得」か「不動産所得」であることを要します。

Q 6 深谷市内に事業所があるが、個人事業主（代表）の住所は市外である。補助対象者となるか？

A 6 対象となりえます。

Q 7 農業や弁護士、医療法人、NPO法人等は対象なのか？

A 7 対象となります。

Q 8 倉庫は対象か？

A 8 補助対象者の要件を満たしたうえで、その倉庫に自己と自己の家族以外の者が、事業の関係で出入りするのであれば対象です。

Q 9 対象となる経費はどのようなものか

A 9 対象となる経費は、補助対象期間である令和3年10月1日から令和4年3月18日までの間に工事が完了又は物品が納品され、かつ支払いが終了した以下のいずれかの事業に該当するもので、下表に該当するものとなります。

(1) 内気と外気の入れ替えを目的とする換気設備の整備を実施する事業

(2) 事業所等にウイルスが入るのを防ぐための設備の整備を実施する事業

補助対象経費	事業内容	補助率	補助限度額	備考
工事費	換気設備の整備を実施する事業 ・換気扇等換気設備整備工事 ・窓・網戸整備工事	2分の1 以内	下限5万円から 上限50万円ま で	1件につき10 万円以上の工事 が対象
備品購入費	換気設備の整備を実施する事業 ・二酸化炭素濃度測定器 ・窓、網戸 発熱者を見分ける設備の整備を実施 する事業 ・サーマルカメラ ・アルコール消毒器 など	2分の1 以内	下限5千円から 上限10万円ま で	1事業につき1 万円以上のもの が対象

Q 10 補助対象外の設備とはどのようなものか？

A 10 工事費については、換気扇等換気設備整備工事、窓・網戸整備工事以外は対象外となります。
備品購入については、目的に沿わない物品や、消毒液等の消耗品は対象外です。

対象外の例

工事費：エアコン

備品購入費：エアコン、パソコン、扇風機、サーキュレーター、空気清浄機

Q 11 経費の合計金額の考え方はどのようになるのか？

A 11 工事と備品購入の区分ごとに、事業にお使いの事業所等の換気対策のためにかかった費用で
す。

換気扇の工事を2か所行ったならばその合計となり、二酸化炭素濃度測定器を2つ買ったならば
その合計となります。

但しその事業所等において、一般的にみて、その対策が妥当と思われる範囲です。

Q 12 今回の申請にかかる補助対象経費が他（国・県等）の補助金でも補助を受けているが、申請可
能か？

A 12 他の補助金の補助対象経費であった場合、本申請の補助対象経費となりません。
ただし、他の補助金の対象となっていない補助対象経費については対象とできます。

Q 13 領収書の宛名は、申請事業者の名称でないといけないのか？

A 13 同一であることが必要です。領収書の宛名は、申請事業者の名称でお願いします。

Q 14 補助対象経費の支払いの際に、現金ではないポイント等を利用した場合、領収書の扱いはどの
ようになるか？

A 14 現金ではないポイントを支払いに利用した場合、補助対象経費として認められない。ただし、支払いに利用したポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えないものとする。

Q 15 補助対象経費の支払いによって、後日支払いに使えるポイントを獲得した場合の領収書の扱いは？

A 15 支払いをした経費は、補助対象経費として認められない。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えないものとする。

※ Q14及びQ15でいう「ポイント」とは、いわゆる電子マネーのことでは無く、商業活動の一環、販促活動として頒布される「ポイント」を言っております。「ポイントカード」のポイントと理解ください。

Q 16 補助対象経費を分割払いしている。分割払いが済んでいないものは、補助の対象となるか？

A 16 補助対象期間（令和3年10月1日から令和4年3月18日）内に分割による支払いが終了している対象経費が対象です。支払い済みであることが条件となりますので、分割払いが済んでいないものは対象となりません。また所有権等が移転していることが条件です。

Q 17 補助金額の確定、交付の決定はいつになるのか？

A 17 申請書の内容を審査したうえで、対象を精査し確定となります。

Q 18 申請後、内容を変えなくなった。変更できるか？

A 18 申請者の実績報告までに修正がある場合には変更申請が可能です。実績報告書提出後の変更は認めません。

Q 19 工事費、備品購入費で別々に申請できるか？

A 19 できません。

申請は1事業者1回です。すでに申請した内容に変更がある場合には、変更申請をご検討ください。